

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 18 日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 折 田 雄 哉

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 4 日から 令和 7 年 12 月 11 日まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 佐賀地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 50 分 場 所 佐賀地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 18 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 入札期間経過後に取下や取消等の事情により、開札が行われないこともありますので、ご了承下さい。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 6 . 0 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年10月10日

佐賀地方裁判所民事部

裁判所書記官 高 田 翔 太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 6 . 0 5 平方メートル |



令和7年(ケ)第15号
令和7年5月15日受理
令和7年6月16日提出

現況調査報告書

佐賀地方裁判所
執行官 橋 口 賢 二

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|--------------------|
| 1 | 所 | 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 | 番 | 2 4 6 7 番 1 0 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 6 6 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 | 番 | 2 4 6 7 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 0 6 . 0 5 平方メートル |

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1、2		
現況地目	☒ 宅地 (物件1、2) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☐ 雑種地 (物件) ☐ 山林 (物件) ☐ ☐		
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☒ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 物件1、2土地には、以前は郵便局がありましたが、現在では更地となっており、私が北側隣地（2468番2）で行っている店舗の駐車場や、看板を設置する等して使用しています。 また、西側隣地（2467番2）も私が借りており、東側の国道203号線から西側隣地及びその西にある市道（江利・大寺線）へ通じる通路としても使用しています。 本件土地を第三者に貸す等はしていません。 2 物件1、2土地と隣地との境界には、概ねブロックがあります。 東側の国道203号線沿いには境界標がありますので、境界ははっきりしていると思います。 3 物件1、2土地は、土を入れて、数十cm上げています。以前は、西側隣地と同じ程度の高さでした。 そのため、上下水道の設備については埋まっており、目印として、上水道管の位置に赤色の棒、下水道の公共ますに筒状の物を設置しています。
■小城市役所 都市計画課 下水道課 担当者	1 本件物件が含まれる地域は都市計画区域内（非線引、無指定）です。 2 物件1、2土地付近は下水道の供用区域であり、台帳上は、東側隣地（2467番15）の南端付近に、旧三日月郵便局用のものがあります。 東側隣地（2467番15）は、現在、国道203号線の歩道となっており、現状では公共ますがないということであれば、公共ますが移設されている可能性もあります。ただし、債務者兼所有者が示したとされる目印は公共ますそのものではないので、はっきりとしたことは分かりません。
■佐賀西部広域水道企業団 担当者	本件物件には、西側隣地（2467番2）の西に接する市道（江利・大寺線）から、同隣地の南にある水路敷きを通して水道管が配管されています。ただし、実際に工事した際に、西側隣地の南端付近を通して埋設されている可能性はあります。

執行官の意見

■ 物件 1、2 土地の状況等

【形状、利用状況等】

物件 1、2 土地は、更地の状態で、事実上、駐車場や通路等として使用されており、債務者兼所有者が占有している。

形状は、概ね公図（図面 1）及び地積測量図（図面 2-1、2-2）と同様である。

【隣接地】

物件 1、2 土地は、東側を国道 203 号線に、南側を水路に接し、その余を私有地に接している。

【境界】

- 1 物件 1、2 土地と隣接する土地の境界付近には、概ねブロック及び境界杭、境界標等が存在する。
- 2 東側で接する国道 203 号線側には、縁石があり、境界標等が認められた（写真 3、11）。
- 3 物件 1、2 土地は、北側の 2468 番 2 土地（地目 雑種地、地積 382㎡、私有地）と同じ高さまで土砂が入れられ、同隣地にある店舗の駐車場等として使用されるなど、事実上一体利用されている面があることから、同隣地との境界についてはブロック塀等は設置されていない。しかし、北側隣地（2468 番 2）と西側隣地（地番 2467 番 2（地目 宅地、地積 350.71㎡、私有地））との間にはブロック塀があり、物件 2 土地北東端の、国道側の境界標とも併せると、不明瞭とまではいえないと思われる（写真 11）。
- 4 西側隣地（2467 番 2）から、南側の水路との境界付近については、ブロックがあり、物件 1、2 土地が高くなっており、全てではないものの、ブロックの角に境界杭が認められた（写真 4、10）。

なお、物件 1 土地の西側中央付近は、西側隣地（2467 番 2）への通路となっており、ブロックがなく、スロープ状になっている（写真 9）。

【その他】

- 1 物件 2 土地南東端付近に電柱 1 本（支線 1 本）がある（写真 5）。
また、物件 2 土地北東端付近に、看板の支柱 1 本がある（写真 11）。
- 2 その他、木製の看板が 4 枚、国道 203 号線側に設置されている（写真 3）が、これらは土地に固着されていないようであるから、動産類に該当すると思われる。
また、物件 1 土地に南側付近に、廃タイヤが放置されていた（写真 8）

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年5月16日(金) 11:10 - 11:20	執行官室	家屋見取図交付申請(小城市役所へ郵送)
7年5月19日(月) 15:40 - 16:00	佐賀地方法務局	公図、地積測量図、建物図面等閲覧申請・写し受領 登記事項要約書交付申請・受領
7年5月20日(火) 13:25 - 13:40	物件所在地	本件土地概観調査、写真撮影
7年5月21日(水) 10:10 - 10:25	小城市役所 (三日月町長神田)	市街化区域等に関する調査 接面道路に関する調査 下水道に関する調査
7年5月21日(水) 14:00 - 14:10	執行官室	債務者兼所有者から聴取
7年5月26日(月) 9:55 - 10:05	佐賀西部広域水道企業団 (佐賀市久保田町徳万)	上水道に関する調査
7年5月26日(月) 10:20 - 11:00	物件所在地	本件土地調査、写真撮影 債務者兼所有者と面談 (評価人同行)
7年6月3日(火) 11:50 - 12:00	小城市役所 (三日月町長神田)	下水道に関する調査(再確認)
—		
—		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日 武雄支部てん補日に臨場		



-73068.136

(座標値種別：図上測定)



請求部分	所在地 小城市三日月町長神田字五十二坪					地番 2467番5				
出力縮尺	1/500	精度区分	申三	座標系番号又は記号	Ⅱ	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

A3判をA4判に縮小

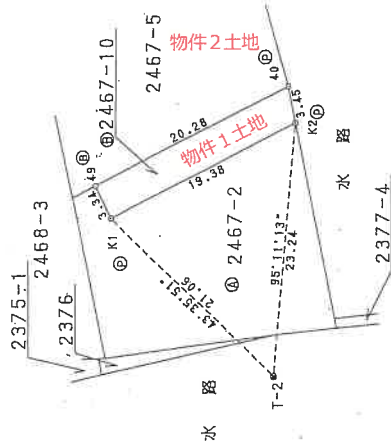
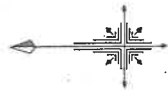
登記年月日：平成8年6月2日

平 昭 年 月 日 登 記 30015830

地 積 測 量 図

地 番 2467-10, -2

土地の所在 小坂郡三日町大字長神田字五十二坪



境界点	境界線の種類
㊦	プラスチック杭
㊧	鉄 釘

種別	測点	X座標	Y座標	距離	方向角	地 積
境界点	T-2	30458.378	-72811.461	0.00	0°00'00"	金庫

境界点	距離	方向角	次角	地 積
K1	21.06	43°35'51"	43°35'51"	プラスチック杭
K2	23.24	95°11'13"	95°11'13"	プラスチック杭

測点	X座標	Y座標	距離	地 積
LL22-4	30480.410	-72924.540	コンクリート杭	
LL22-6	30499.760	-72824.710	コンクリート杭	

求 積 表

地 番	④ 2467-10	⑤ 2467-2	⑥ 2467-10, -2
NO.	49	49	49
X _n	30475.115	-72793.350	-365914.705805
Y _n	30473.631	-72795.937	171688.437054
K1	30456.277	-72788.316	365688.517939
K2	30456.957	-72784.930	-171594.495738
合計			-132.246550
合計面積			66.1232750 m ²

地 番	④ 2467-2	⑤ 2467-10	⑥ 2467-10, -2
公積	416.8359	66.1232750	350.7126250
地 積			350.71

地 番	④ 2467-2	⑤ 2467-10	⑥ 2467-10, -2
面積	350.7126250 m ²	66.1232750 m ²	

作 製 者 土地家屋調査士

6 月 2 日 作 製

申 請 人

縮 尺 1/500

(佐賀県土地家屋調査士会用紙)

A3判をA4判に縮小

土地所 在 図 図
地 積 測 量 図

地 番 2467-5
2467-15

土地の所在 小 城 市 三 日 月 町 長 神 田 字 五 十 二 坪

世界測地系・平面直角座標系Ⅱ 座 標 求 積 表

地 番	(B)2467-15	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$	辺 長
R27-1		30832.597	-72895.474	-14.119	1030185.124582	3.870
KC.60		30833.588	-72891.761	19.936	-1455309.730818	22.625
R25-1		30852.535	-73004.278	17.971	-1311958.897808	3.977
R26		30851.859	-73008.158	-4.734	345820.618972	4.634
		30847.801	-73005.591	-19.052	1391832.575842	18.262
倍面積		168.591449	m ²			
面積		84.2457245	m ²			84.34
地 番	(A)2467-5	X	Y	$X_{n+1}-X_n$	$Y_n(X_{n+1}-X_n)$	辺 長
R25-1		30851.859	-73008.158	3.811	-278234.080138	0.214
R24-1		30851.812	-73008.367	-1.751	127837.850817	7.739
KC.59		30849.908	-73015.918	-3.898	284816.040568	2.440
KC.63		30847.714	-73014.849	-20.356	1486290.286244	20.275
KC.64		30829.552	-73005.836	-15.117	1103628.222812	10.800
R27-1		30832.597	-72995.474	18.249	-1332084.405026	18.262
R26		30847.801	-73005.591	19.062	-1391832.575842	4.634
倍面積		412.109435	m ²			
面積		206.0547175	m ²			206.05

* 使用座標系 ニコン・トリニプル システム
* 公式 $A = 1/2 \sum (Y_n(X_{n+1}-X_n))$

総計面積 290.4004420m²

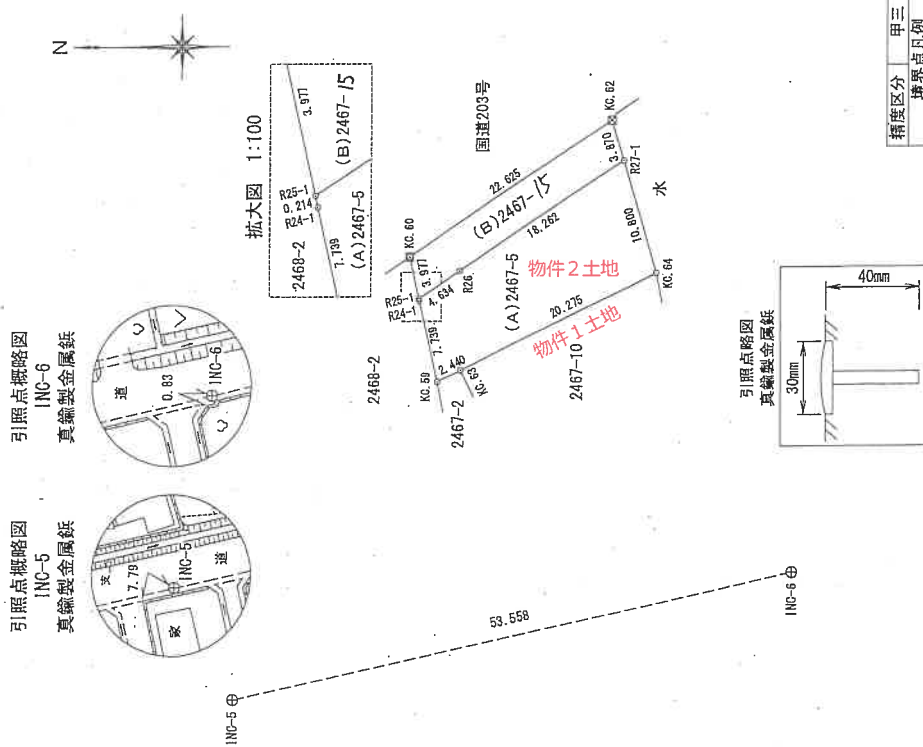
算 元 の 与 点

算 元 点 名	X 座 標	Y 座 標
三等三角点 乙種	29283.199	-73454.987
四等三角点 乙種	30559.751	-74159.838

引照点座標一覧表

算 元 点 名	X 座 標	Y 座 標
INC-5	30858.977	-73045.375
INC-6	30816.732	-73033.590

算 元 点	算 元 点 名	X 座 標	Y 座 標	算 元 点 名	X 座 標	Y 座 標
INC-5	INC-5	30858.977	-73045.375	INC-6	INC-6	-73033.590
INC-6	INC-6	30816.732	-73033.590	INC-5	INC-5	30858.977



算 元 点 名	算 元 点 名	算 元 点 名
INC-5	INC-5	INC-5
INC-6	INC-6	INC-6

被代位者 三角 形 治

測量年月日 平成28年 2月28日

作成者 国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所
国土交通事務官

嘱託者 国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所長

縮尺 1/500
(平成29年2月28日作成)

縮尺 1/500

A3判をA4判に縮小

物件概要図 (兼写真撮影位置方向図)



※本図は、公図（図面 1）を基に作成したものである。

↑ 写真撮影位置方向

(写真 1)



(写真 2)



(写真 3)



(写真4)



(写真5)



(写真6)



(写真 7)



(写真 8)



(写真 9)



(写真10)



(写真11)



令和 7年（ケ）第 15号
令和 7年 5月26日 現地調査
令和 7年 6月11日 評 価
令和 7年 6月12日 提 出

佐賀地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 前丸 亮介

第1 評価額

一 括 価 格	
金 5, 3 9 1, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1, 3 1 0, 0 0 0 円
物件2（土地）	金 4, 0 8 1, 0 0 0 円

①一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。

②内訳価格は、配当等の判断の為に一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

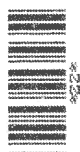
第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 地 地 地	在 番 目 積	別紙物件目録記載のとおり
2	所 地 地 地	在 番 目 積	別紙物件目録記載のとおり
特記事項			
物件2の南端に電柱と支線、また、北部の国道沿いに看板が設置されている。上水道は南側の水路沿いから引き込まれており、メーターボックスは地中に埋まっている模様である。物件1及び2の南西部に廃タイヤが野積みにされている。物件1、2ともに瓦礫混じりの土砂によりかさ上げされている。			

現況欄に記載がない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|--------------------|
| 1 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 1 0 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 6 6 . 1 2 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 小城市三日月町長神田字五十二坪 |
| | 地 番 | 2 4 6 7 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 6 . 0 5 平方メートル |



第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1, 2）

位 置 ・ 交 通	本件はJR唐津線「小城」駅の南東方約2.4km（道路距離）、「大寺」バス停の北西方約120m、市役所の北方約300mに位置する。 （別添位置図参照）	
付 近 の 状 況	当該地域は、旧三日月町の国道沿いに位置する路線商業地域で、低層店舗等が建ち並んでいる。佐賀県の主要な国道沿いであり、通過交通量も多く、地価は弱い上昇傾向で推移するものと予測する。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 ぺ い 率 容 積 率 その他の規制	非線引都市計画区域 なし 指定 60% 指定 200% 都市機能誘導区域内
画 地 条 件	物件1, 2 地積 : 272.17㎡ 間口 : 約22.9m 奥行 : 約12.5m 形状 : 不整形 地勢 : ほぼ平坦 高低差 : ほぼ等高 接面道路との関係 : 接面道路とほぼ等高	
接面道路の状況	北東側約13.0m舗装国道（建築基準法第42条第1項1号道路に該当）	
土地の利用状況等	土地利用の状況は「現況調査報告書」記載のとおり。	
供給処理施設	上水道 : あり（西側道路に本管あり） ガス配管 : なし 下水道 : あり（公共マスあり） （注）供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	佐賀中部保健福祉事務所によれば、土壤汚染対策法第3条に定める有害物質使用特定施設の届出はなく、現地調査した範囲では土壤汚染をうかがわせる事実は認められなかった。	

特 記 事 項	小城市教育委員会によれば、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定は受けていない。
---------	-------------------------------------

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格（物件1, 2）

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	共有持分 割合 エ	更地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	32,900	0.86	66.12		1,871,000
2	32,900	0.86	206.05		5,830,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 小城(県)5-2

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $29,000\text{円}/\text{m}^2 \times 101/100 \times 100/100 \times 100/89 = 32,900\text{円}/\text{m}^2$

◇時点修正：年率1.00%を補正 ($1+0.01 \div 12 \times 11 = 1.01$)

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：街路条件(道路の幅員▲1)

交通・接近条件(最寄り駅への接近性+4 公共施設への接近性▲7)

環境条件(供給処理施設の状態▲2 繁華性の程度▲5)

$(1-0.01) \times (1+0.04-0.07) \times (1-0.02-0.05) \div 0.89$

イ 個別格差：形状▲5 電柱有り▲1 看板有▲1 廃材有り▲3 整地要す▲5

$0.95 \times 0.99 \times 0.99 \times 0.97 \times 0.95 = 0.86$

ウ 地積：登記記載の地積。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、競売市場修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①オ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	1,871,000			1.00	0.70	1,310,000
2	5,830,000			1.00	0.70	4,081,000
一括価格（合計）						5,391,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：必要なし

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 小城(県)5-2

所 在：小城市三日月町久米字副中1 4 3 4 番3

地 目：宅地

価 格：29,000円/㎡

位 置：JR唐津線「小城」駅東方約900m

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：922㎡

供給処理施設：上水道

接 面 街 路：北東側10m国道

用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率60%，容積率200%）

地域の概要：中規模の小売店舗等が見られる国道沿いの路線商業地域

第7 附属資料

1 位置図

2 公図写

以 上



小城PA

長崎自動車道

久留間

小城郡
61小城町

佐賀郡
55大和町

畑田

佐賀外環状線

小城町役場

小城高文

殺岡小文

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

小城公園

対象不動産

最寄り駅

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

久米

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

長神田

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

三ヶ島

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

道辺

小城郡
62牛津町

10佐賀市

国道34号 (佐賀バイパス)



金田

59久保田町

位置図

